

平成30年度千葉市土気あすみが丘プラザの管理に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と ANA スカイビルサービス株式会社（以下「乙」という。）とは、平成28年3月2日付け甲乙間で締結した「千葉市土気あすみが丘プラザの管理に関する基本協定書」（以下「基本協定」という。）の規定に基づき、平成30年度の事業年度に指定管理料（以下「指定管理料」という。）等に関し、次のとおり協定を締結する。

（指定管理料の額）

第1条 平成30年度の事業年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日までをいう。以下「本事業年度」という。）に係る指定管理料の額は、以下のとおりとする。

指定管理料

金32,463,035円（消費税及び地方消費税相当額2,404,669円）

- 2 本事業年度の指定管理料の支払いは、乙の請求により月ごとに支払うものとし、1月当たりの指定管理料（以下「月次指定管理料」という。）の額は、前項の規定による指定管理料の額に12分の1を乗じて得た額とする。この場合において、当該得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額はすべて、甲が支払う第1回目の月次指定管理料に合算するものとする。
- 3 本事業年度の月次指定管理料の支払い額は、次のとおりとする。

第1回 金2,708,035円

第2回～第12回 金2,705,000円

（利益の還元方法）

第2条 基本協定第71条第1項及び第2項の規定による利益の還元は、土気あすみが丘プラザの施設改修費用等として還元するものとする。

- 2 乙は、個別修繕計画書に見積書を添えて甲と協議し、施行完了後、個別修繕完了報告書を提出するものとする。
- 3 前2号の修繕が還元額に満たない場合には、別の修繕若しくは、市が発行する納入通知書により納付する方法のいずれかによるものとする。
- 4 利益の還元は、本事業年度終了後120日以内に行うものとする。

（疑義の決定等）

第3条 この協定に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙誠意を持って協議し定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年4月1日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市
千葉市長 熊谷俊人

乙 東京都大田区羽田空港3丁目5番10号
ユーティリティセンタービル7階
ANAスカイビルサービス株式会社
代表取締役社長 白水政治